

# 日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金の概要

## はじめに

野生獣による農作物被害の原因や、被害状況は地域によって様々です。

したがって、野生獣による被害を効果的に軽減させるためには、被害が発生している集落で、なぜ獣が出没するのかを点検し、その結果に基づく対策を、集落ぐるみで実施していくことが重要です。

この補助金は、そのような集落ぐるみで取り組む獣害対策の支援策のひとつとして日野町と連携し創設したものです。

日野町有害鳥獣被害対策協議会

## 獣害対策のポイント

ステップ1 相手（野生獣）を知る～野生獣の生態～ ⇒ 研修会など

ステップ2 獣害対策の基本を知る ⇒ 研修会など

### 基本的な獣害対策

- ① 要因除去～獣を誘引しているものを除去する～
  - 収穫の終わった野菜や果樹などの残渣は、農地や山際に捨てない。
  - 収穫しないままの放任果樹は取り除く など
- ② 侵入防止柵～農地を囲い獣の侵入を防ぐ～
  - 侵入防止柵（ワイヤーメッシュや電気柵）で農地を囲う
  - 防護柵の維持管理を適切に行う など
- ③ 追い払い～みんなで獣（サル）を山へ追い払う～
  - 獣（サル）に「人間は怖い」と学習させる など
- ④ 環境整備～獣が侵入しにくい環境を整備する～
  - 獣と人の生活域の境界である林縁部を伐採して獣が近寄りにくくする
  - 集落内の藪などは、追い払いをする際の支障となるので除去する など
- ⑤ 野生獣を捕獲する

ステップ3 被害の状況や集落の環境について知る ⇒ 集落環境点検

ステップ4 集落で実施する対策を検討し、計画を作成する。

個人での取り組みには限界があります。  
集落ぐるみの対策が必要です。

補助金の内容については、次のページから

## 1. 補助金対象者

町内の自治会等

## 2. 事業採択にあたっての要件

- (1) 集落の住民を対象とした研修会を実施していること
- (2) 集落が協議会とともに集落環境点検を実施していること
- (3) 上記(2)の点検結果に基づき、集落の課題について整理し、実施するプランに位置づけていること
- (4) 作成したプランを実施することについて、集落内で合意形成が図られていること

## 3. 補助金額

- (1) 補助上限額

1 集落あたり 5 年間で 1, 5 0 0 千円

※3. 支援対象事業の「(6) 先進的に取り組むモデル事業を実施の場合は、500千円を上記に加算」

- (2) 補助率

侵入防止柵整備事業は1/3以内、その他の事業は1/2以内

## 4. 支援対象事業

### (1) 集落ぐるみの鳥獣被害対策プラン策定事業

補助率 1/2 以内

集落ぐるみの鳥獣被害対策プラン（5年計画）の作成



例えば、以下のような経費が交付対象になります。

- プラン作成に必要な書類等のコピー代
- 会議時の茶菓子代
- 専門的な知識を持つ人へ支払う旅費・謝金
- 研修教材費
- 研修・講習等の受講費及び旅費 など

※日野町有害鳥獣被害対策協議会が行う研修会は、受講費等は、いたしません。民間が行う研修会については、受講費や旅費等が発生する場合があります。

集落ぐるみの鳥獣被害対策プラン	
実施年度	実施内容
2023年度	鳥獣被害対策プラン策定
2024年度	鳥獣被害対策プラン策定
2025年度	鳥獣被害対策プラン策定
2026年度	鳥獣被害対策プラン策定
2027年度	鳥獣被害対策プラン策定

※1. 実施年度は、5年以内とする。  
※2. 実施内容：鳥獣被害対策プラン策定、鳥獣被害対策プラン策定

実施年度	実施内容	実施期間	実施場所
2023年度	鳥獣被害対策プラン策定	2023.10.10	日野町役場
2024年度	鳥獣被害対策プラン策定	2024.10.10	日野町役場
2025年度	鳥獣被害対策プラン策定	2025.10.10	日野町役場
2026年度	鳥獣被害対策プラン策定	2026.10.10	日野町役場
2027年度	鳥獣被害対策プラン策定	2027.10.10	日野町役場

※3. 鳥獣被害対策プラン策定は、鳥獣被害対策プラン策定委員会による。

## (2) 侵入防止柵整備事業

補助率 1/3 以内

既存の補助金制度等では対象とならない農地等への侵入防止柵への侵入防止柵の設置、柵の修繕等

例えば、以下のような経費が交付対象になります。

- 侵入防止柵（ワイヤーメッシュ、パネル式、電気柵）の購入費
- トタン板の購入費
- 上記を自作する場合の資材費
- 電圧測定器（チェッカー）の購入費
  - ※電気柵を整備する場合のみ
- 家庭菜園対策としての侵入防止柵、鳥獣ネット等の購入費など



## (3) 有害鳥獣追い払い用具整備事業

補助率 1/2 以内

有害鳥獣追い払い資材の購入

例えば、以下のような経費が交付対象になります。

- 追い払い花火、パチンコ、電動エアガン購入費
  - パチンコの玉、電動エアガン用BB弾
  - サル鉄砲※1の製作に要する資材費
  - 追い払い隊用のベスト、帽子、ヘルメット
  - 鳥獣用忌避剤・忌避装置（超音波装置、発光装置等）など
- ※1：塩ビパイプを用いた自作式の追い払い花火



## (4) 捕獲檻等整備事業

補助率 1/2 以内

野生獣の捕獲、処分を行うために必要な備品の購入や製作

例えば、以下のような経費が交付対象になります。

- 鳥獣捕獲檻の購入費
- 鳥獣捕獲檻の製作に係る資材費
- 止めさし、埋設に係る資材費
- 餌付け用の餌代
- 鳥獣を監視するための監視カメラ
- 獣肉活用の衛生管理に必要な懸ちよう設備（ウィンチやハンガー）
- 獣肉活用の衛生管理に必要な設備の工事費 など



## (5) 野生獣が近付きにくい環境づくり事業

補助率 1/2 以内

緩衝帯の整備、除草作業、不要果樹木の伐採

例えば、以下のような経費が交付対象になります。

- 緩衝帯整備、除草作業、不要果樹木の伐採に係る委託費
- 刈払機、重機、車両の借料や燃料代
- 伐採木・竹の粉砕機（チップパーなど）の借料
- 草刈機の刃代や燃料代
- 除草作業に伴う除草剤代
- 放牧家畜の借料 など



## (6) 先進的に取り組むモデル事業

補助率 1/2 以内  
上限額に 500 千円を加算

先進的かつ新たな鳥獣被害対策の実施

例えば、以下のような経費が交付対象になります。

- モンキーダックの訓練費用
- その他、先進的に取り組み他地域へのモデル事業として協議会会長が認めた事業 など



## 5. 補助金活用にあたっての注意点

- ・他補助金と本補助金との重複受給は認めません。
- ・事業実施区域は、隣接集落との重複受給を避けるため、集落が作成するプランの中でその区域を明示してください。プランに含まれない箇所へ補助金を活用した施設や備品を設置することは出来ません。
- ・町費以外の財源による補助金を活用できる場合は、原則として本補助金での事業実施は行わないでください。
- ・他補助金で事業を実施する際は、その補助残（集落負担）に本補助金を充当することは出来ません。
- ・里山防災・緩衝帯整備事業（旧里山リニューアル事業）で整備した山林の維持管理に要する経費に、本補助金を充てることはできません。
- ・家庭菜園など個人の田畑を守る個人柵についても補助対象としますが、集落が資材を一括で購入し、個人に支給しなければ補助の対象としません。
- ・本補助金を受けて、追い払い花火を整備した集落でも、町が配布するロケット花火は無償で配布します。
- ・捕獲檻等整備事業は、町内の地域狩猟団体（猟友会）に加入し、集落内で有害捕獲の駆除を行うことができる狩猟者を既に確保している集落のみが実施できる事業です。
- ・野生獣の捕獲檻は、当協議会が貸与する箱罠 2 基を優先的に使用することとし、この 2 基を越えて箱罠を使用する場合を対象とします。
- ・本補助金により整備した檻は、狩猟に使用することができます。ただし、関係法令等を遵守し、各種の手続きをしている場合に限ります。

# 日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金

## 集落ぐるみ獣害対策プランの承認と交付までの流れ

### 交付までの流れ

本補助金を受ける場合は、事前に各事業の実施計画等を記載した「集落ぐるみ獣害対策プラン（様式第1号）」について当協議会会長から承認を受ける必要があります。

①日野町集落ぐるみ獣害対策プラン承認申請書（様式第2号）の提出

【添付資料：集落ぐるみ獣害対策プラン（様式第1号）】

②日野町集落ぐるみ獣害対策プラン承認通知書の送付

③日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金交付申請書（様式第5号）の提出

【添付資料：事業計画書（様式第6号）、収支予算書（様式第7号）  
その他次表記載の各事業において必要な書類】

プラン策定事業	侵入防止柵整備事業	追い払い用具整備事業	捕獲檻等整備事業	野生獣が近付きにくい環境づくり事業	先進的に取り組むモデル事業
計画策定 区域の位置図、見積書等	防護柵設置（修繕）の位置図、実施計画書、見積書等	自治会等の追い払い体制が分かる書類、見積書等	町内の狩猟者団体に加入し、有害鳥獣の駆除を行うことができる者に係るわな狩猟免許の写し、見積書等	緩衝帯等の整備、維持管理および不要果樹の伐採等の位置図、実施計画書、見積書等	事業に係る実施計画書、見積書等、その他会長が必要と認める書類

④日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金交付決定通知書の送付

⑤事業の実施（施工前、施工中、施工後の写真を撮影してください。）

※当初承認を受けたプランについて、交付要綱第10条第1項各項の変更を伴う場合については、事前に協議会へ計画の変更を協議し、変更承認申請書（様式第9号）を提出してください。

⑥日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金実績報告書（様式第10号）の提出

【添付資料：事業完了報告書（様式第11号）、収支決算書（様式第12号）、  
財産管理台帳（様式第15号）その他次表記載の各事業において必要な書類】

プラン策定事業	侵入防止柵整備事業	追い払い用具整備事業	捕獲檻等整備事業	野生獣が近付きにくい環境づくり事業	先進的に取り組むモデル事業
策定したプランの写し、領収書の写し、写真（事業実施が確認できるもの）	防護柵設置（修繕）の位置図、領収書の写し、写真（事業実施前、実施中、実施後）	領収書の写し、写真（整備した物品が確認できるもの）	領収書の写し、写真（整備したものが確認できるもの）	緩衝帯等の整備、維持管理および不要果樹の伐採等を実施した位置図、領収書の写し、写真（事業実施前、実施中、実施後）	領収書の写し、写真、その他会長が必要と認める書類

⑦日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金交付確定通知書の送付

⑧日野町集落ぐるみ獣害対策事業補助金交付請求書（様式第13号）の提出

⑨補助金の振込み

完了

集落

日野町有害鳥獣被害対策協議会

# 日野町集落ぐるみ獣害対策補助金制度の概要

対象者

○自治会等

研修会（必須）

集落環境点検（必須）

(1) 集落ぐるみの鳥獣被害対策  
プラン策定事業（必須）

〇〇集落の鳥獣被害対策実施計画書（案）	
項目	内容
1. 集落の概要	集落名、所在地、人口、面積、地形、気候、産業、交通、その他
2. 鳥獣被害の現状	被害の種類、発生時期、被害の程度、被害の発生場所、被害の発生回数、被害の発生原因、被害の発生経路、被害の発生状況
3. 鳥獣被害対策の概要	対策の種類、実施時期、実施場所、実施回数、実施費用、実施効果、実施評価
4. 鳥獣被害対策の実施計画	実施の順序、実施の責任者、実施の連絡先、実施の進捗状況
5. 鳥獣被害対策の予算	実施の総額、実施の単価、実施の単価の算出方法
6. 鳥獣被害対策の効果	実施の効果、実施の効果の評価方法、実施の効果の評価結果

合意形成（必須）

集落ぐるみの鳥獣被害対策  
プラン(5年計画)の策定を行  
う取り組みを支援します。

補助率  
1/2以内

《補助上限額》

5年間で1,500千円/集落  
※先進的に取り組むモデル事業を実施する場合は、  
上記の額に500千円を加算

《単年度の交付上限額》

5年間の交付上限額に同じ

(2) 侵入防止柵整備事業

既存の補助金制度等では対象と  
ならない農地等への侵入防止柵の  
設置、柵の修繕等を支援します。



補助率  
1/3以内

(3) 有害鳥獣追い払い用具整備事業

有害鳥獣追い払い資材の購入に要する  
費用を助成し、継続した追い払いの取り  
組みを支援します。



補助率  
1/2以内

(4) 捕獲檻等整備事業

町内の地域狩猟者団体(猟友会)に加入  
し、有害鳥獣の駆除を行うことができる人  
が既にある集落に対して、捕獲檻等の購  
入・製作に要する費用を助成します。



補助率  
1/2以内

(5) 野生獣が近付きにくい環境づくり事業

集落ぐるみで行う緩衝帯の整備、維持管  
理、不要な果樹木の伐採等に要する費用  
を助成します。



補助率  
1/2以内

(6) 先進的に取り組むモデル事業

集落ぐるみで先進的に取り組み他地域のモデル事業  
として協議会が認めた場合、その事業に要する費用を助成します。

補助率  
1/2以内

自分たちの集落  
は自分たちで守  
る!!!

鳥獣害に強い集落づくり